

学校施設開放事業に係る使用料について

観光スポーツ部スポーツ振興課

1 使用料

学校施設（校庭、体育館及び武道場）を利用する場合、次の使用料が発生します。

区 分		使用料（単位：円）				摘 要
		利用の単位	中学生 以 下	高校生	一般	
校 庭	小学校	1 面 1 時間	100	150	300	1 学校 1 面とする。
	中学校					
体 育 館	小学校	1 面 1 時間	330	500	1,000	1 学校 1 面とする。
	中学校					1 学校 2 面とする。
武 道 場		1 時間	330	500	1,000	
暖 房 料		11月1日から4月末日まで使用料の100分の10に相当する額				

備考

- (1) 体育館の1面はバレーボールコート of 規格を基準とする。
- (2) 利用者の申し出による利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- (3) 利用者の責めに帰すことができない事由により、利用時間に1時間未満の端数が生じた場合の使用料は、当該端数時間に1時間当りの使用料の額を乗じて得た額とする。
- (4) 体育館の使用において、同一時間に同一面を他の団体と共同で利用する場合の使用料は、全構成員を1団体とみなし、各使用料区分によるものとする。なお、この場合の学校施設利用申請書の申請者は、これら団体を代表する1団体が行うものとする。
- (5) 中学校の体育館において、同一時間に2面を単独で利用する場合の使用料は、1面を利用した場合の算定額に100分の100に相当する額を加算した額とする。
なお、複数団体で利用の場合の使用料及び学校施設利用申請の方法は、これら団体を代表する1団体が行うものとする。

2 使用料の免除・減額

次の場合、使用料（暖房料含む）を免除、また減額しますので、予め証明書類(写)を提出し、該当する内容を利用申請書の減免申請欄にご記入願います。

- ① スポーツ少年団本部に登録している団体が使用する場合（全額免除）
 - ・詳細は、(公財)体育協会振興課（22-4150）にお問い合わせください。
- ② 千歳市社会教育関係登録団体が使用する場合（5割減額）
 - ・詳細は、教育委員会生涯学習課（24-3153）にお問い合わせください。
- ③ コミュニティ認定団体が使用する場合（5割減額）
 - ・詳細は、各地区コミュニティ協議会にお問い合わせください。
- ④ 社会福祉団体が使用する場合（5割減額）
 - ・詳細は、千歳市社会福祉協議会（27-2525）にお問い合わせください。

- ⑤ 利用者の半数以上が65歳以上、または障がい者の団体が使用する場合（5割減額）
「障がい者」とは、身体障がい者手帳等の交付を受けている方を指します。
・詳細は、スポーツ振興課スポーツ施設係にお問い合わせください。

※①は千歳市立学校の施設の開放に関する規則第11条第1項第5号、②～④は第4号、
⑤のうち65歳以上は第3号、障がい者は第2号の適用となります。

3 使用料の納入方法

- ① 利用が許可されると、利用許可書および使用料納入通知書が千歳市から団体事務局に郵送、または管理指導員から手渡されますので、記載されている納期限内に必ず納入してください。
- ② 利用月の中旬までに納入通知書が届かない場合は、スポーツ振興課スポーツ施設係までお問い合わせください。
- ③ 期限内の納入が確認できない場合、以後の使用を禁止とします。

4 使用の取消及び使用料の還付

- ① 使用を取消する場合、決定した時点で必ず連絡してください。体育館はスポーツ振興課スポーツ施設係、または管理指導員へ、校庭はスポーツ振興課スポーツ施設係へ連絡し、学校施設利用取消（変更）申請書をスポーツ振興課スポーツ施設係へ提出してください。
- ② 利用日の3日前までに「取消（変更）申請書」をスポーツ振興課スポーツ施設係に提出した場合、該当日の使用料の5割の額が還付となります。
- ③ 利用者の責めに帰すことのできない理由（学校行事等）により中止する場合は、使用料の全額が還付となります。
- ④ 還付の方法は、特に申し出がなければ翌月使用料での調整を基本としますが、団体の解散等によりそれ以降使用しない場合は、口座振込での還付となりますので、別途必要書類を提出していただきます。

問い合わせ先

千歳市東雲町2丁目34番地 観光スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設係
電話 24-0855 FAX 22-8851
E-mail : sportsshinko@city.chitose.lg.jp